

記者発表（発表・資料配布）				
月／日 （曜日）	担当課室名 （担当課名）	TEL(内線) ダイヤルイン	発表者名 （担当課長名）	その他の発表 ・配布先
6／30 （火）	丹波県民局 丹波農林振興事務所 （農政振興課）	内300 0795-73-3793	丹波農林振興事務所長 藤尾 和子 （課長 柳澤 吉彦）	

食品の不適正表示に対する食品表示法・米トレーサビリティ法に基づく措置

◎ 概要

令和8年3月5日から同年6月16日の間に山内宏之に対し、食品表示法および米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(以下「米トレーサビリティ法」という。)に基づく立入検査等を実施したところ、同事業者が表示責任者となるチュロス等について、不適正な表示をし、販売していたことを確認しました。

このため、山内宏之に対し食品表示法および米トレーサビリティ法に基づく改善の指示等を行いました。

1 事業者名

山内宏之（丹波市春日町栢野469）

2 違反内容

山内宏之が表示責任者となる米粉、チュロス等について、次の（1）から（7）のとおり不適正な表示等をし、少なくとも令和6年8月から令和8年2月までの間に延べ2,426個を販売したことを確認した。（別表1，2参照）。

- （1）商品名「丹波市産安心安全な米粉(薄力粉)」について、原材料の米が国産であるにもかかわらず、商品名に「丹波市産」と不適正な産地表示をする等し、少なくとも令和6年8月から令和7年10月の間に586個を一般消費者に販売したこと。また商品名「丹波市産安心安全な米粉(強力粉)」について、米粉の原材料が米、小麦グルテンであるにもかかわらず、名称を「米粉」、原材料名を「うるち米」と表示し、令和6年8月から令和7年10月の間に248個を販売したこと。さらに商品名「丹波市産安心安全な米粉(薄力粉)」、「丹波市産安心安全な米粉(強力粉)」について、原材料の米粉の仕入先を変更した際、納品された製品は北海道産小麦を原料とする小麦粉であったにもかかわらず、名称を「米粉」、原材料名を「うるち米」と表示、また商品名に「丹波市産安心安全な米粉(薄力粉)」、「丹波市産安心安全な米粉(強力粉)」と不適正な産地表示をする等し、「丹波市産安心安全な米粉(薄力粉)」にあっては令和7年11月から令和8年2月の間に91個、「丹波市産安心安全な米粉(強力粉)」にあっては令和7年11月から令和8年2月の間に93個を販売したこと。（別表1）
- （2）商品名「丹波市産安心安全なもち米粉」について、原材料のもち米が国産であるにもかかわらず、商品名に「丹波市産」と不適正な産地表示をする等し、少なくとも令和6年10月から令和8年2月の間に215個を一般消費者に販売したこと。（別表1）
- （3）商品名「丹波市産安心安全な玄米粉」について、原材料の玄米が香川県産であるにもかかわらず、商品名に「丹波市産」と不適正な産地表示をする等し、少なくとも令和7年10月から令和8年2月の間に1個を一般消費者に販売したこと。（別表1）
- （4）商品名「丹波市産サツマイモの美味しいチュロス」について、原材料に国産小麦を原料とする小麦粉を使用していたにもかかわらず、原材料名に「米粉の薄力粉（丹波市産）」と表示する等し、142個を一般消費者に販売したこと。（別表1）
- （5）商品名「丹波市産安心安全な米粉(薄力粉)」、「丹波市産安心安全な米粉(強力粉)」の原料米について、国産を使用していたにもかかわらず、商品パッケージで「丹波市産」と事実と異なる産地情報を伝達し、令和6年8月から令和7年10月の間にそれぞれ586個、248個を

販売したこと。（別表2）

(6) 商品名「丹波市産安心安全なもち米粉」の原料もち米粉について、国産を使用していたにもかかわらず、「丹波市産」と事実と異なる伝達をし、少なくとも令和6年10月から令和8年2月の間に215個を一般消費者に販売したこと。（別表2）

(7) 商品名「丹波市産安心安全な玄米粉」の原料玄米粉について、香川県産を使用していたにもかかわらず、「丹波市産」と事実と異なる伝達をし、少なくとも令和7年10月から令和8年2月の間に1個を一般消費者に販売したこと。（別表2）

3 食品表示法に基づく措置

山内宏之が行った上記2（1）から（4）の行為は、食品表示法第4条第1項に基づき定められた食品表示基準第3条第1項の表の「名称」、「原材料名」の項、同条第2項の表の「原料原産地名」の項、同第8条第1項第3号及び同第9条第1項第2号及び同条同項第13号に係る規定に違反するものである（別記参照）。

よって兵庫県は、山内宏之に対し、食品表示法第6条第1項の規定に基づき、以下のとおり改善の指示を行った。

- (1) 販売する全ての食品について、直ちに表示の点検を行うとともに、不適正な表示の食品について、速やかに基準の規定に従って、適正な表示に是正すること。
- (2) 販売していた食品について、基準に従った表示がされていなかった主な原因として、消費者に対し正しい表示を行うという意識及び食品表示制度に対する認識の欠如並びに食品表示についての内容確認及び管理体制に不備があると考えられることから、更なる原因の究明・分析を徹底すること。
- (3) (2)の結果を踏まえ、食品表示に関する責任の所在を明確にするとともに、食品表示の相互チェック体制の強化、拡充その他の再発防止対策を適切に実施すること。これにより、今後販売する食品についても、基準に違反する不適正な表示を行わないこと。
- (4) 事業所の全従業員に対して食品表示制度についての教育を行い、その遵守を徹底すること。
- (5) (1)から(4)までに基づき講じた措置について報告書に取りまとめ、令和8年7月31日までに兵庫県丹波県民局長あてに提出すること。

4 米トレーサビリティ法に基づく措置

山内宏之が行った上記2（5）から（7）の行為は、法第8条第1項の規定に違反するものである（別記参照）。

よって兵庫県は、山内宏之に対し、米トレーサビリティ法第9条第1項の規定に基づき、以下のとおり勧告を行った。

- (1) 提供する全ての米穀類について、直ちに一般消費者に対する産地情報の伝達が適正に行われているか点検を行い、第8条第1項の規定に従い米穀等の産地情報の伝達に関する命令(以下「命令」という。)第3条に規定する方法又は第4条に規定する措置により、適正に産地間情報の伝達を行うこと。
- (2) 今回の不適正な事案の発生原因の究明・分析結果を踏まえ、貴方における法に基づく適正な業務運営に関する責任の所在を明確にするとともに、貴方の各事業所における従業員のチェック体制の強化、拡充等による再発防止対策を実施すること。
- (3) 事業所の全従業員に対し、法及び米穀等の産地情報の伝達に関する命令並びに省令についての啓発を行い、その遵守を徹底すること。
- (4) 上記(1)から(3)までに基づき講じた措置について報告書に取りまとめ、令和8年7月31日までに兵庫県丹波県民局長あてに提出すること。

(別表1)

【食品表示法】

対象商品	違反内容	販売期間	販売数量
丹波市産安心安全な米粉（薄力粉）	食品関連事業者の事項名を「加工者」と表示すべきところ「生産販売者」と表示 原料の原産地が「国産」であるにもかかわらず、商品名として「丹波市産」と表示	R6. 8～R7. 10	586
	名称を「小麦粉」と表示すべきところ「米粉」と表示 原材料名を「小麦」と表示すべきところ「うるち米」と表示 原料原産地名の表示欠落	R7. 11～R8. 2	91
	食品関連事業者の事項名を「加工者」と表示すべきところ「生産販売者」と表示 製品が「小麦粉」であるにもかかわらず、商品名として「米粉」と表示 原料の原産地が「北海道産」であるにもかかわらず、商品名として「丹波市産」と表示	小計	677
丹波市産安心安全な米粉（強力粉）	名称を「米粉調製品」と表示すべきところ「米粉」と表示 原材料名「小麦グルテン」の表示欠落	R6. 8～R7. 10	248
	食品関連事業者の事項名を「加工者」と表示すべきところ「生産販売者」と表示 原料の原産地が「国産」であるにもかかわらず、商品名として「丹波市産」と表示	R7. 11～R8. 2	93
	名称を「小麦粉」と表示すべきところ「米粉」と表示 原材料名を「小麦」と表示すべきところ「うるち米」と表示 原料原産地名の表示欠落	小計	341
丹波市産安心安全なもち米粉	食品関連事業者の事項名を「加工者」と表示すべきところ「生産販売者」と表示 原料の原産地が「国産」であるにもかかわらず、商品名として「丹波市産」と表示	R6. 10～R8. 2	215
丹波市産安心安全な玄米粉	食品関連事業者の事項名を「加工者」と表示すべきところ「生産販売者」と表示 原料の原産地が「香川県産」であるにもかかわらず、商品名として「丹波市産」と表示	R7. 10～R8. 2	1
米粉 合計			1,234
丹波市産サツマイモの美味しいチュロス	原材料名を「小麦粉」と表示すべきところ「米粉の薄力粉（丹波市産）」と表示 原料原産地名を「小麦粉（国内製造）」又は「小麦粉（小麦（国産））」と表示すべきところ、「米粉の薄力粉（兵庫県丹波市産）」と表示 事項名を「原材料名」と表示すべきところ、「原料原産地名」と表示 食品関連事業者の事項名を「製造者」と表示すべきところ「製造販売者」と表示 丹波市産以外の原料を使用しているが「丹波市産」と表示	R8. 1～R8. 2	142

対象商品合計 1,376

(別表2)

【米トレーサビリティ法】

対象商品	違反内容	販売期間	販売数量
丹波市産安心安全な米粉（薄力粉）	米の原産地を「国産」と伝達すべきところ、「丹波市産」と伝達	R6. 8～R7. 10	586
丹波市産安心安全な米粉（強力粉）	米の原産地を「国産」と伝達すべきところ、「丹波市産」と伝達	R6. 8～R7. 10	248
丹波市産安心安全なもち米粉	米の原産地を「国産」と伝達すべきところ、「丹波市産」と伝達	R6. 10～R8. 2	215
丹波市産安心安全な玄米粉	米の原産地を「香川県産」と伝達すべきところ、「丹波市産」と伝達	R7. 10～R8. 2	1

対象商品合計 1050

(別記)

○食品表示法(平成 25 年法律第 70 号)(抜粋)

(食品表示基準の策定等)

第四条 内閣総理大臣は、内閣府令で、食品及び食品関連事業者等の区分ごとに、次に掲げる事項のうち当該区分に属する食品を消費者が安全に摂取し、及び自主的かつ合理的に選択するために必要と認められる事項を内容とする販売の用に供する食品に関する表示の基準を定めなければならない。

一 名称、アレルゲン(食物アレルギーの原因となる物質をいう。第六条第八項及び第十一条において同じ。)、保存の方法、消費期限(食品を摂取する際の安全性の判断に資する期限をいう。第六条第八項及び第十一条において同じ。)、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他食品関連事業者等が食品の販売をする際に表示されるべき事項

二 表示の方法その他前号に掲げる事項を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項

2~6 [略]

(食品表示基準の遵守)

第五条 食品関連事業者等は、食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をしてはならない。

(指示等)

第六条 食品表示基準に定められた第四条第一項第一号に掲げる事項(以下「表示事項」という。)が表示されていない食品(酒類を除く。以下この項において同じ。)の販売をし、又は販売の用に供する食品に関して表示事項を表示する際に食品表示基準に定められた同条第一項第二号に掲げる事項(以下「遵守事項」という。)を遵守しない食品関連事業者があるときは、内閣総理大臣又は農林水産大臣(内閣府令・農林水産省令で定める表示事項が表示されず、又は内閣府令・農林水産省令で定める遵守事項を遵守しない場合にあっては、内閣総理大臣)は、当該食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。

2~8 [略]

(公表)

第七条 内閣総理大臣、農林水産大臣又は財務大臣は、前条の規定による指示又は命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

(立入検査等)

第八条 [略]

2 農林水産大臣は、第六条第一項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項以外の表示事項又は同項の内閣府令・農林水産省令で定める遵守事項以外の遵守事項に関し販売の用に供する食品(酒類を除く。以下この項において同じ。)に関する表示の適正を確保するため必要があると認めるときは、食品関連事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、販売の用に供する食品に関する表示について必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所その他の場所に立ち入り、販売の用に供する食品に関する表示の状況若しくは食品、その原材料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問

させることができる。

3~9 [略]

(権限の委任等)

第十五条 内閣総理大臣は、この法律の規定による権限(政令で定めるものを除く。)を消費者庁長官に委任する。

2~3 [略]

4 この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が行うこととすることができる。

5 第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事、地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第五条第一項の政令で定める市(次条において「保健所を設置する市」という。)の市長又は特別区の区長が行うこととすることができる。

○食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令(平成27年政令第68号)
(都道府県又は指定都市が処理する農林水産大臣の権限に属する事務)

第五条 法に規定する農林水産大臣の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者が行うこととする。ただし、第二号から第五号までに掲げる事務(第二号から第四号までに掲げる事務にあつては、法第六条の規定の施行に関し必要と認められる場合におけるものに限る。)については、農林水産大臣が自ら行うことを妨げない。

一 法第六条第一項の規定による指示及び当該指示に係る法第七条の規定による公表
(いずれも食品関連事業者であつて、その主たる事務所及び事業所が一の都道府県の区域内のみにあるものに関するものに限る。)に関する事務 次のイ又はロに掲げる食品関連事業者の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ 食品関連事業者であつて、その主たる事務所及び事業所が一の都道府県の区域内のみにあるもの(ロに規定する指定都市内食品関連事業者を除く。以下この条及び次条において「都道府県内食品関連事業者」という。) 当該都道府県の知事

ロ [略]

二~五 [略]

2~8 [略]

(都道府県等が処理する消費者庁長官に委任された権限に属する事務)

第六条 法第十五条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務(酒類及び次条第一項本文の内閣府令で定める事項に係るものを除く。)のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者が行うこととする。ただし、第三号から第六号までに掲げる事務(第三号から第五号までに掲げる事務にあつては、法第六条の規定の施行に関し必要と認められる場合におけるものに限る。)については、消費者庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第六条第一項の規定による指示及び当該指示に係る法第七条の規定による公表
(いずれも都道府県内食品関連事業者又は指定都市内食品関連事業者に関するものに限る。)に関する事務 次のイ又はロに掲げる食品関連事業者の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ 都道府県内食品関連事業者 当該都道府県の知事

- [略]
- 二～六 [略]
- 2～8 [略]

○食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)(抜粋)
(横断的義務表示)

第三条 食品関連事業者が容器包装に入れられた加工食品(業務用加工食品を除く。以下この節において「一般用加工食品」という。)を販売する際(設備を設けて飲食させる場合を除く。第六条及び第七条において同じ。)には、次の表の上欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。ただし、別表第四の上欄に掲げる食品にあつては、同表の中欄に掲げる表示事項については、同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

<u>名称</u>	<p>1 <u>その内容を表す一般的な名称を表示する。</u>ただし、乳(生乳、生山羊乳、生めん羊乳及び生水牛乳を除く。以下同じ。)及び乳製品にあつては、この限りでない。</p> <p>2 [略]</p>
[略]	
<u>原材料名</u>	<p>1 使用した原材料を次に定めるところにより表示する。</p> <p>一 <u>原材料に占める重量の割合の高いものから順に、その最も一般的な名称をもって表示する。</u></p> <p>二・三 [略]</p> <p>2・3 [略]</p>

2 前項に定めるもののほか、食品関連事業者が一般用加工食品のうち次の表の上欄に掲げるものを販売する際(設備を設けて飲食させる場合を除く。)には、同表の中欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

輸入品以外の加工食品	<u>原料原産地名</u>	<p>1 <u>対象原材料(使用した原材料に占める重量の割合が最も高い原材料(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)第八十六条の六第一項の規定に基づく酒類の表示の基準において原産地を表示することとされている原材料及び米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成二十一年法律第二十六号)第二条第三項に規定する指定米穀等(米穀及び別表第十五の1の(6)に掲げるもちを除く。)の原材料である米穀を除く。)</u>をいう。以下同じ。)<u>の原産地を、原材料名に対応させて、次に定めるところにより表示する。</u></p> <p>一 [略]</p> <p>二 <u>対象原材料が加工食品であるもの(別表第十五の2から5までに掲げるものを除く。)</u>にあつては、次に定めるところにより表示する。</p> <p>イ <u>国産品にあつては、国内において製造された旨を「国内製造」と、輸入品にあつては外国において製造された旨を「〇〇製造」と表示する(〇〇は、原産国名とする。)</u>。ただし、<u>国産品にあつては、「国内製造」の表示に代えて、「〇〇製造」と表示する(〇〇は、都</u></p>
------------	---------------	---

		<p><u>道府県名その他一般に知られている地名とする。)ことができる。</u></p> <p>□ <u>イの規定による原産地の表示に代えて、当該対象原材料に占める重量の割合が最も高い生鮮食品の名称と共にその原産地を表示することができる。</u></p> <p>ハ [略]</p> <p>三～六 [略]</p> <p>二～六 [略]</p> <p>7 <u>1から6までの規定により表示することとされる原産地以外の原材料の原産地を、1の規定により表示することができる。</u></p>
--	--	--

(表示の方式等)

第八条 第三条及び第四条に掲げる事項(栄養成分の量及び熱量については、第三条、第四条及び前二条に掲げる事項)の表示は、次の各号に定めるところによりされなければならない。ただし、別表第二十の上欄に掲げる食品にあっては、次の各号の規定(第三号の栄養成分の量及び熱量の表示に係る規定を除く。)にかかわらず、同表の中欄に定める様式(当該様式による表示と同等程度に分かりやすく一括して表示される場合を含む。)及び下欄に定める表示の方式に従い表示されなければならない。

一・二 [略]

三 名称、原材料名、添加物、原料原産地名、内容量、固形量、内容総量、消費期限、保存の方法、原産国名及び食品関連事業者の表示は別記様式一により、栄養成分(たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム(食塩相当量に換算したもの))の量及び熱量の表示は別記様式二(たんぱく質、脂質、炭水化物及び食塩相当量に換算したナトリウム以外の栄養成分もこれと併せて表示する場合にあっては、別記様式三)により行う。ただし、別記様式一から別記様式三までにより表示される事項が別記様式による表示と同等程度に分かりやすく一括して表示される場合は、この限りでない。

(表示禁止事項)

第九条 食品関連事業者は、第三条、第四条、第六条及び第七条に掲げる表示事項に関して、次に掲げる事項を一般用加工食品の容器包装に表示してはならない。

一 実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる用語

二 第三条及び第四条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語

三～十二 [略]

十三 その他内容物を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示

2 [略]

○米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成21年法律第26号)(抜粋)

(取引等の記録の作成)

第三条 米穀事業者は、米穀等について譲受け又は他の米穀事業者への譲渡をしたときは、主務省令で定めるところにより、その名称(指定米穀等にあっては、その名称及び産地)、数量、年月日、相手方の氏名又は名称、搬入又は搬出をした場所その他の主務省令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

2 [略]

(一般消費者に対する産地情報の伝達)

第八条 米穀事業者(他の米穀事業者に委託をして指定米穀等の販売又は提供をする場合における当該委託をする米穀事業者を除く。)は、指定米穀等について一般消費者への販売又は提供をするときは、食品表示法(平成二十五年法律第七十号)第四条第六項に規定する食品表示基準、日本農林規格等に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号)第五十九条第一項の規定により定められた品質に関する表示の基準又は酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)第八十六条の六第一項の規定により定められた酒類の表示の基準に従って当該指定米穀等の産地を表示しなければならない場合を除き、主務省令で定めるところにより、その包装又は容器への表示その他の方法により、当該指定米穀等の産地を、当該一般消費者に伝達しなければならない。

2・3 [略]

(勧告及び命令)

第九条 主務大臣は、米穀事業者が前条第一項の規定を遵守していないと認めるときは、当該米穀事業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

2 [略]

(報告及び立入検査)

第十条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、米穀事業者若しくは米穀等の運送業者若しくは倉庫業者に対し、その業務に関し報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業場、店舗、倉庫、船舶、車両その他米穀等の販売、輸入、加工、製造、提供、輸送若しくは保管の業務に関係がある場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 [略]

(主務大臣等)

第十一条 この法律における主務大臣は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。ただし、酒類の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業に係る事項については、財務大臣とする。

一 第九条第一項の規定による勧告、同条第二項の規定による命令並びに前条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査(第四条、第八条又は第九条の規定を施行するために行うものに限る。)に関する事項 内閣総理大臣及び農林水産大臣

二 [略]

2 第九条第一項及び前条第一項の規定による主務大臣の権限は、前項本文(第一号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、内閣総理大臣又は農林水産大臣がそれぞれ単独で行使することを妨げない。

3 次の各号に掲げる大臣は、前項の規定により単独で第九条第一項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、その勧告の内容について、それぞれ当該各号に定める大臣に通知するものとする。

一 内閣総理大臣 農林水産大臣

二 農林水産大臣 内閣総理大臣

4~10 [略]

11 この法律に規定する農林水産大臣の権限及び第八項の規定により消費者庁長官に委

任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

○米穀等の産地情報の伝達に関する命令(平成21年内閣府・財務省・農林水産省令第1号)
(抜粋)

(一般消費者に対する産地情報の伝達方法)

第三条 法第八条第一項の規定による産地の伝達は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- 一 指定米穀等の包装又は容器の見やすい箇所にその産地を明瞭に表示する方法
- 二 店舗その他の指定米穀等の販売又は提供をする場所にあるメニュー、冊子、リーフレットその他の一般消費者の目につきやすいものにその産地を明瞭に表示する方法
- 三 店舗内又は店舗の入口付近の一般消費者の目につきやすい場所にその産地を明瞭に表示する方法
- 四 [略]

(産地の情報を一般消費者が知ることができるようにする措置等)

第四条 法第八条第二項の主務省令で定める措置は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の産地の情報を知ることができる方法の伝達は、同欄に掲げる措置ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるところにより行うものとする。

インターネットを利用して当該指定米穀等の産地の情報を公衆の閲覧に供すること。	当該指定米穀等の産地の情報に係るホームページアドレス(二次元コードその他のこれに代わるものを含む。)及び当該ホームページを閲覧することにより産地の情報を知ることができる旨を、前条第一項各号に掲げる方法により、一般消費者に伝達すること。
従業員の研修の実施、マニュアルの作成その他の措置を講ずることにより、店頭において、当該指定米穀等の産地を的確に伝達できる体制を整備し、一般消費者からの求めに応じて当該指定米穀等の産地を当該一般消費者に伝達すること。	店頭における問合せにより産地の情報を知ることができる旨を、前条第一項各号に掲げる方法により、一般消費者に伝達すること。
従業員の研修の実施、マニュアルの作成その他の措置を講ずることにより、一般消費者向けの相談窓口において、当該指定米穀等の産地を的確に伝達できる体制を整備し、一般消費者からの求めに応じて当該指定米穀等の産地を当該一般消費者に伝達すること。	当該指定米穀等の産地の情報を知ることができる相談窓口の連絡先及び当該相談窓口にて問合せを行うことにより産地の情報を知ることができる旨を、前条第一項各号に掲げる方法により、一般消費者に伝達すること。